

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会  
第六次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

参考資料2

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。なお、本意見募集とは直接関係ない御意見(4件)に対して、考え方は示しませんが、承っております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・本市場における最低価格は0.3円/kWhとされ、非化石価値取引市場の最低価格1.3円/kWhから大幅に引き下げられることとなった。本とりまとめ(案)P8に「海外の類似制度(0.1?0.2円/kWh)に対して遜色ない水準が求められる」とあり、現行の証書価格が海外と比して割高なことが今回の議論の出発点と認識している。</p> <p>・欧州ではCO2排出量評価のバウンダリは直接排出に限定しており、系統購入電力はカーボンフリーの扱いであるため、欧州の再エネ証書には省CO2価値はなく、再エネ価値のみを目的として売買されるため価格が割安となっており、再エネ電源の紐付け手数料と言える側面がある。一方、本市場において売買される証書は温対法上の削減効果が認められており、再エネ価値と省CO2価値を何れも内包する形となっており、単純に横比較ができる性質のものではない。</p> <p>・本市場は一旦買われたFIT電源の再エネ価値を証書化して再販するスキームとなっており、FIT電源自体は賦課金により支えられているものであることから、本市場による再エネの追加性は認められない。今回示された0.3円/kWhの最低価格水準はCO21t当たりで換算すると450円/t-CO2程度になり、CO2価格としては欧州のEU-ETSや日本のJクレジット(再エネ由来のクレジットも含む)などに比べて安価な水準と言える。証書の買い手である需要家にとっては自らコストやリスクを負って再エネを導入するよりも安価且つリズナブルに再エネ100%を主張できる上に温対法上のCO2削減評価も受けることが出来るため、証書価格以上のコストを掛けた追加性のある省CO2対策を行う必要がなくなることから、再エネ拡大のインセンティブを失わせる逆効果が生じる懸念がある。</p> <p>・なお、現状の賦課金2.7兆円で支えられているFIT電源の発電量は、現状約1000億kWhあり、賦課金を負担する系統電力の需要家は約27円/kWhの負担で約0.1kg-CO2/kWh弱の系統電力排出係数低減効果を得ていることになる。</p> <p>・仮にFIT電源由来の証書が全量本市場で売却された場合、売却収入は賦課金負担の軽減に充てられることになるが、全量0.3円/kWhで売却された場合では約300億円と、現状の賦課金総額2.7兆円の1.1%分が軽減されるに過ぎない。その一方で、省CO2価値が証書購入先に移転されるため、系統電力のCO2排出係数はその分上昇し、それを使用する需要家や家庭部門では、FITによるCO2削減効果は享受できないことになる。</p> <p>・今回のスキームに基づいた場合、系統電力の需要家、国民にとっては賦課金負担は続く一方で系統電力のCO2排出係数の改善効果は得られず、再エネ拡大にもつながらないという負担一辺倒の状況となることについて、需要家や国民に対して丁寧に説明した上で理解を得るべきである。</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>今回の制度見直しについては、第57回 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP13、P14に記載の通り、世界的に脱炭素化への取組が急務となる中、需要家による電気再エネ価値へのニーズが急速に拡大していることを踏まえ、再エネ価値に対する需要家のアクセス環境や利便性向上のための新たな市場創設を目的としております。</p> <p>証書の価格形成においては、需要家のニーズを反映した価格シグナルとして、本来、需給バランスにより決まることが望ましいとする中、足元では供給が需要を大幅に上回ると見込まれるため、需給がバランスするまでの当面の措置として、最低価格を設定することとしております。なお、その際の価格水準については、グローバル競争にさらされる需要家にとっては、脱炭素化への取組状況が競争力に影響しかねない状況を踏まえ、海外の類似制度(0.1~0.2円/kWh)に対して遜色ない水準が求められるものと理解しております。</p> <p>また市場設計の在り方を考えた場合、新たな市場におけるFIT証書の供給量の急速な拡大が見込めない中、需要量は価格に応じて大きく変動する可能性が高い以上、新たな市場における価格形成を速やかに望ましい姿に近づけていくためには、需要の拡大に重きを置くことが最も重要であり、需要家のアンケートも参考にしつつ、暫定措置として0.3円/kWhの価格を決定しております。</p> <p>なお、FIT証書の価格水準が低くなると再エネ投資にネガティブな影響があるとの懸念もございますが、再エネ電気の利用拡大を目指す需要家が、自ら再エネ投資を行うか、証書の調達により対応するかは、中長期も見据えた個別の経営・事業戦略によるところも大きいと考えられ、必ずしも証書価格の水準のみによる判断とも限らないと理解しております。</p>
2	<p>1) 非化石証書のDX 現在、非化石証書の取引・管理はJEPXが運営するシステム上で行われておりますが、トラッキングについては、別システムで管理が行われています。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ価値取引市場で扱うFIT非化石証書は今年度中にほぼ全量トラッキングすることを目指しており、今回の整理でも将来的には電源証明型を目指すこととされていること。つまり証書に電源種別や産地といった様々な情報が付随するのが一般的になること。</li> <li>・需要家や仲介事業者の取引参加など、証書を取り扱う事業者の数や取引量が今後増大し、また需要家側でも購入した証書を厳格に管理し償却する必要が出てくること。</li> <li>・発電事業者と小売事業者間で相対取引を行った非FIT非化石証書については、売買双方がワード文書にてJEPXに申請しJEPXが目視で文書を実合した上で口座間の移転処理を行うといったアナログなプロセスが残っており、事業者・JEPX双方に事務的負担がかかっていること。また人の判断・作業に依存する仕組みの場合、計上ミスや二重計上などのミスが起こりやすくなること。</li> <li>・非FIT非化石証書を需要家が発電事業者から直接取得するなど、今後検討されるべき新しい仕組みに現行のシステムがアジャイルに対応しきれず、再エネを最大限導入していくためのボトルネックになるリスクがあること。</li> <li>・国全体でデジタル社会実現を目指しており、例えば、温対法についても、算定・報告・公表制度に係るシステムの一元化等が検討されていること。</li> </ul> <p>などを踏まえると、非化石証書についても統一したITシステムの構築、いわば「非化石証書のDX」の推進が不可欠と考えます。具体的には、電源や取引参加者の登録・ID付与、発電実績の取込・証書発生、トラッキング等属性情報の管理、市場取引・相対取引等による所有者移転・約定処理、保有量管理、償却手続き、税務会計での活用(償却証明書の発行など)が、同じシステム上で一元的に行えるようなITシステムの実装を早急に行っていただくよう要望いたします。これにより、行政側でも非化石証書の取引状況のリアルタイムでの把握が可能となるとともに、事業者側でも非化石証書の管理の手間・コストが大きく低減すると考えます。本件が検討課題である旨「3. おわりに」に明記いただくようお願いいたします。</p> <p>2) 非FIT非化石証書の発電事業者と需要家・仲介事業者間の相対取引の実現 海外の主要国では、需要家が直接再エネ発電事業者との間で長期契約(PPA)を締結し、再エネ発電から発行される環境証書のみを直接取得すること(バーチャルPPA)が可能となっておりますが、日本では非化石証書の発電事業者・需要家間の相対取引や小売事業者から需要家への証書のみを移転が禁止されており、実現が難しい状況です。再エネ調達に係る取引や契約の柔軟性を高める観点で、電気と切り離して環境価値の取引が可能な制度設計を早急に実現いただくよう要望いたします。今年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画では、非FIT再エネ電源を再エネ価値取引市場で取引する方策を令和4年度までに検討・結論を出すこととされていますが、この検討においては、市場取引だけでなく、海外事例も参考にしながら相対取引導入も併せて検討いただくようお願いいたします。また、今回新たに定義された「仲介事業者」について、FIT証書の市場を通じた購入に限定される必要性はなく、市場を経由することなく直接発電事業者から非FIT証書を調達することも可能となるよう要望いたします。これらの早期実現が困難な場合は、例えば、現行、電気と切り離して環境価値取引ができるグリーン電力証書において、新規発行分の受付が止まっている系統逆潮流分の取り扱いを認めるなど、柔軟な対応をしていただくよう要望いたします。これらが検討課題である旨「3. おわりに」に明記いただくようお願いいたします。</p>	<p>1)について 今後の制度の利便性向上においてシステム面での参考にさせていただきます。</p> <p>2)について 令和3年8月の第5次中間とりまとめP23に記載の通り、非FIT 非化石証書(再エネ指定)の再エネ価値に対する需要家アクセス等の課題についても今後の検討課題と理解しております。</p>

<p>(3頁 主な検討課題)  既存の非化石価値取引制度における証書の利便性向上や需要家におけるアクセス環境の更なる改善という目的は理解するものの、小売電気事業者の事業環境には大きな影響があるにもかかわらず短期間で整理され、十分に議論が尽くされたか不安を感じているところですので実施後の状況を適宜注視し、問題点があれば速やかに修正することが必要であると考えます。  本来、非化石証書は小売電気事業者の非化石電源比率の義務を円滑に達成させるためのものと認識しており、今後、非FIT非化石証書(再エネ指定あり)を、再エネ価値取引市場へ移行し高度化法の対象から除外する場合は、非化石電源比率の目標達成は困難であり、高度化法の目標からも除外する等の措置がなされることが適切と考えます。さらに、この場合、証書の発行量は実質的に原子力発電所の稼働に左右されることとなるため、発電量に応じて目標値等の見直しが行われることが適切と考えます。  (8頁 需要家の費用負担)  過去に遡って需要家に負担を求めることは困難であり、本年11月よりオークションが開始されることを踏まえ、早急に具体策の検討及び実行がなされることが適切と考えます。  (12頁 (5) 仲介事業者の要件 3義務)  再エネ価値のダブルカウントの観点では、証書の管理について事業者任せとせず、発電から証書の償却までを含めた一括した管理について検討されることが適切と考えます。また、同様の観点では、需要家間の転売に対する規律や、小売電気事業者と直接的に契約関係のない需要家の証書の活用方法についても整理されることが適切と考えます。  (13頁 (5) 仲介事業者の要件 (参考図1-8) JEPX規程改定(素案))  小売事業者の立場におけるレピュテーションリスクについても検討されることが適切と考えます。また、回避のための対応については、実務面の負担を軽減する方策についてもあわせて検討されることが適切と考えます。  (14頁 6FIT証書の有効期限について)  証書の調達、環境価値の販売、費用化、管理等における小売電気事業者の実務上の負担や課題等も踏まえて検討されることが適切と考えます。</p>	<p>(3頁 主な検討課題)におけるご意見について  今後の検討において参考にさせていただきます。  (8頁 需要家の費用負担)におけるご意見について  関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。  (12頁 (5) 仲介事業者の要件 3義務)におけるご意見について  管理面での今後の課題として参考にさせていただきます。  (13頁 (5) 仲介事業者の要件 (参考図1-8) JEPX規程改定(素案))におけるご意見について  取引動向や制度の普及状況を注視しつつ、必要に応じて検討を進めていく予定です。  (14頁 6FIT証書の有効期限について)におけるご意見について  第57回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP18に記載の通り、有効期限の変更を検討するにあたっては、変更することにより温対法上の事業者における報告方法や、証書の取扱いなども含めて検討する必要があります。また、期限の変更により、証書の取得するタイミングによって温対法上の報告で活用可能となる対象年度が分かれる可能性があるため、証書の口座管理の観点でも、例えば償却口座を新たに設けるなども合わせて検討していく必要がございます。さらに、期限の変更が、これまでの証書における税務上の取り扱いに影響を及ぼさないかなどの検討も必要であり、非FIT証書との期限との関係にも留意する必要があります。こうした観点を踏まえながら、慎重に検討をしていく予定です。</p>
<p>アンケート対象事業者を見直したうえで、アンケートを再度実施し、必要に応じて最低価格に反映していただきたい。  回答事業者が製造業に極端に偏っており、また、国内総生産に占める製造業の割合は2割程度であるため産業構造に即したアンケート結果とも言えない。さらに、エネルギー白書2020によると2018年度の部門別電力消費量において産業が占める割合は37%であるため、電力消費量の観点からもサンプルに偏りがある。一般的に製造業は原価に占める電気代の割合が大きく、電気代上昇への許容度は低い。したがって、6ページに示している「既存の契約から再エネメニューに切り替える」とすると、kWhあたりいくらまで許容できるか」という質問に対する回答は業務と産業を合わせた実態より低く出ている可能性が高く、疑問の余地があるためアンケートを再度実施すべきと考える。  またその際、欧州においてRE100対応等に際して使用されているGuarantee of Origin(GO)には環境表示価値、産地価値、特定電源価値はあるがゼロエミ価値はないことを説明のうえ、ゼロエミ価値がある非化石証書にはどの程度の金額まで許容できるか、また、金額が安いならば、ゼロエミ価値がなく環境表示価値のみの証書(+別途トラッキング)を買い取ってほしいかについても合わせて問うべきである。</p>	<p>第55回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料4のP5にも記載のとおり、アンケートの対象先および数については、様々な業界の需要家ニーズを把握し、詳細制度設計に活かすため、所管団体を通じて約2,000社にアンケートを行っており、その上での回答数となります。今後も制度の利便性の向上のために、必要に応じて同様のアンケート等を検討する予定です。</p>
<p>需要家へのコスト転嫁については、事業者任せとせず、政府に積極的に関与していただきたい。  温暖化対策という観点では類似のFIT賦課金が既に導入されているため、それに加えて高度化法義務達成のコストについても需要家に負担させることは、需要家の理解を得にくいと想定され、一事業者として対応するには限界があると思われる。</p>	<p>関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。</p>
<p>早急に有効期限を変更し、最短でも取得時から1年間は有効としていただきたい。  毎年度、その年度に有効な非化石証書を購入可能な最後のオークションは翌年度5月に開催されるが、5月時点では証書が一斉に有効期限を迎える6月末までの需要電力量が確定していない。非化石証書のみで実質再エネ100%を達成しようとする場合、残りの期間で想定される需要に余裕を持った量を購入する必要があり、余剰分については有効期限切れで無駄になるリスクが大きい。少なくとも有効期限を取得時から1年間に変更すれば、当該リスクを回避でき、証書の利便性向上、流通量増加に寄与するものと考えます。</p>	<p>第57回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP18に記載の通り、有効期限の変更を検討するにあたっては、変更することにより温対法上の事業者における報告方法や、証書の取扱いなども含めて検討する必要があります。また、期限の変更により、証書の取得するタイミングによって温対法上の報告で活用可能となる対象年度が分かれる可能性があるため、証書の口座管理の観点でも、例えば償却口座を新たに設けるなども合わせて検討していく必要がございます。さらに、期限の変更が、これまでの証書における税務上の取り扱いに影響を及ぼさないかなどの検討も必要であり、非FIT証書との期限との関係にも留意する必要があります。こうした観点を踏まえながら、慎重に検討をしていく予定です。</p>
<p>オークションの年度の区切りは、5月度を第1回?2月度を第4回とし、温対法に基づく排出係数の報告も、同様の区切りとして欲しい。  非化石証書を使用した電力を需要家に供給した際、その非化石証書の使用により同年度の排出係数が減少するのは、8月から2月までのオークションにおいて非化石証書を購入し、3月末までにその証書を使用(償却)した場合であり、4月から6月末までに使用した場合には、非化石証書を使用した電力を供給したにも関わらず、同年度の排出係数が減少しない齟齬が生じている。</p>	<p>今後の取引の動向を見つつ、事業者とのヒアリング等もふまえながら、慎重に検討してまいります。</p>
<p>FIT小売買取の発電事業者においては、FIT送配電買取への変更をせずとも、需要家等と個別合意があれば実証に参加できる制度にしていきたい。  発電事業者にとってはFIT小売買取から送配電買取への変更(電力受給契約の解約・再締結)はファイナンスの観点から困難であり、実証参加にあたっての大きなハードルとなっている。そのようななか、発電事業者として特定の需要家等から属性情報の付与依頼を受けても、現状FIT小売買取の場合は個別合意を締結できず、属性情報の付与ができない。トラッキング実証は発電事業者にとって電源価値を高めるための創意工夫のきっかけにもなり、今後の再エネ電源の自立を促す観点からも、個別合意のみでの参加を認め、門戸を広げることが必要であると考えます。</p>	<p>トラッキングの更なる利便性向上にむけ、関係者とのヒアリングなどを通じて改善を行う際の参考にさせていただきます。</p>

9	<p>非FIT証書の電源証明化も併せて検討し、その際は、電源証明化により電源の新規性・追加性が判断できる仕組みになるよう、ご検討いただきたく思います。</p> <p>2050年のカーボンニュートラルに向けて脱炭素を加速する観点では、既存の非化石電源を小売電気事業者に割り当てるだけでは不十分で、追加性のある電源を増やしていく仕組みの整備が重要と考えます。つきましては、証書の性質を検討する際は、FIT証書に限らず非FIT証書の電源証明化についても併せて検討し、その際は、電源証明化により電源の新規性・追加性が判断できる仕組みになるよう、ご検討いただきたく思います。</p>	<p>将来的な電源証明型については、制度化への課題などを整理しつつ、事業者とのヒアリングなども踏まえながら慎重に検討してまいります。</p>
10	<p>記載の通り、価格転嫁の具体策の検討を早期に進めていただきたく思います。また、仕組みの整備に時間を要するというのであれば、その間はFIT証書の最低価格水準を非FIT証書に近づける方向でご検討いただきたく思います。</p> <p>二種類の証書の価格水準と価格転嫁の論点は切り離して捉えることができないと考えます。つきましては、とりまとめ案に記載の通り、価格転嫁に関して早期に具体策の検討を進めていただきたく思います。また、仕組みの整備に時間がかかるということであれば、その間はFIT証書の最低価格水準を非FIT証書に近づける方向でご検討いただきたく思います。</p>	<p>関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページの4行目「いっそう」と、4ページの11行目「一層」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・4ページの11行目「事」は「こと」のほうがよい。他の箇所例と同様に。</li> <li>・8ページの6行目「脱炭素」は「脱炭素化」の誤記ではないか？</li> <li>・11ページの3行目「当たって」は「あたって」のほうがよい。他の箇所例と同様に。</li> <li>・16ページの(9)の2行目「基礎二酸化炭素排出量」は「基礎CO2排出量」のほうがよい。他の箇所例と同様に。</li> </ul>	<p>1から4ポツ目までのご指摘につきましては反映させていただきました。5ポツ目につきましては、文脈上、温対法上の排出係数の用語を採用させていただいておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>
12	<p>海外の需要家などから日本での早期導入が期待されているコーポレートPPA(特にバーチャルPPA)を日本で実現するためには、非FIT非化石証書についても需要家による直接購入が実施できる必要がある。</p> <p>非FIT非化石証書についてもFIT証書同様に需要家による直接購入を認めていただきたい。</p> <p>また、非FIT非化石証書についても仲介事業の参入余地を検討いただきたい。</p>	<p>令和3年8月の第5次中間とりまとめP23に記載の通り、非FIT 非化石証書(再エネ指定)の再エネ価値に対する需要家アクセス等の課題についても今後の検討課題と理解しております。</p>
13	<p>追加性のある再エネ指定非FIT証書の価値が毀損されることのないように、FIT証書の最低価格を再考いただきたい。</p> <p>FIPなど追加性のある新規開発の再エネは、非FIT証書の売却を通じて投資回収を図る必要がある。</p> <p>しかし、今回の第6次とりまとめで、FIT証書の最低価格が0.3円に設定されたが、非FIT証書の最低価格は0.6円に設定されている。また、需要企業はFIT証書を調達するだけでRE100に対応できることになる。</p> <p>結果として、需要家にとっては非FIT証書の購買意欲が相対的に低下することになり、追加性のある再エネの新規投資意欲が減退してしまうことを懸念する。</p> <p>従って、追加性のある再エネ指定非FIT証書の価値が毀損されることのないように、FIT証書の最低価格を再考いただきたい。</p>	<p>今回の制度見直しについては、第57回 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP13、P14に記載の通り、世界的に脱炭素化への取組が急務となる中、需要家による電気の再エネ価値へのニーズが急速に拡大していることを踏まえ、再エネ価値に対する需要家のアクセス環境や利便性向上のための新たな市場創設を目的としております。</p> <p>証書の価格形成においては、需要家のニーズを反映した価格シグナルとして、本来、需給バランスにより決まることが望ましいとする中、足元では供給が需要を大幅に上回ると見込まれるため、需給がバランスするまでの当面の措置として、最低価格を設定することにしております。なお、その際の価格水準については、グローバル競争にさらされる需要家にとっては、脱炭素化への取組状況が競争力に影響しかねない状況を踏まえ、海外の類似制度(0.1~0.2円/kWh)に対して遜色ない水準が求められるものと理解しております。</p> <p>また市場設計の在り方を考えた場合、新たな市場におけるFIT証書の供給量の急速な拡大が見込めない中、需要量は価格に応じて大きく変動する可能性が高い以上、新たな市場における価格形成を速やかに望ましい姿に近づけていくためには、需要の拡大に重きを置くことが最も重要であり、需要家のアンケートも参考にしつつ、暫定措置として0.3円/kWhの価格を決定しております。</p> <p>なお、FIT証書の価格水準が低くなると再エネ投資にネガティブな影響があるとの懸念もごさいますが、再エネ電気の利用拡大を目指す需要家が、自ら再エネ投資を行うか、証書の調達により対応するかは、中長期も見据えた個別の経営・事業戦略によるところも大きいと考えられ、必ずしも証書価格の水準のみによる判断とも限らないと理解しております。</p>
14	<p>トラッキング実証に於いては、仲介事業者が「購入希望需要家」を「参考情報追記申請」できる期間が1週間程度と限られた時間となっている。この期間内に購入を希望する需要家を見つけることができない場合も想定されるので、期間を延伸していただきたい。</p>	<p>トラッキングの更なる利便性向上にむけ、関係者とのヒアリングなどを通じて改善を行う際の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>環境価値は季節・時間帯によって発生量が異なることから、本来は季節や時間帯によって価格に差異が生じることが適切と考える。</p> <p>現在は数か月単位で取引され、一意に価格が決定する非化石価値の価格を(FIT証書・非FIT証書問わず)、季節・時間帯に応じて変動するような仕組みを検討いただきたい。</p> <p>上記のような仕組みが導入されることで、たとえば(供給量の少ない夜間の再エネ電気の価値が相対的に高くなり、)変動再エネ発電設備に併設する蓄電池の導入を後押しする可能性があると考えます。</p>	<p>今後の検討において参考にさせていただきます。</p>

16	<p>「仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的に FIT 証書を市場から購入し販売することで、証書取引を促進する役割が期待されることから、仲介事業者の行う取引の範囲については、需要家のニーズを基本に判断することが妥当と考えられる。」 FIT発電事業者と仲介事業者が同一の法人である場合に、自らと個別の合意を結ぶことでトラッキング付非化石証書を購入することが可能であることを確認したい。もし可能でない場合は、兼業する仲介事業者向けに、左記のような運用を実現できるようにしてほしい。</p>	<p>発電事業者が仲介事業者を兼務し、同一事業者においてトラッキングの個別合意をいただくことは可能となりますが、仲介事業を行う際には、第56回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料3において記載のとおり、仲介事業者としての取引範囲や義務、規律などを遵守いただくこととなります。</p>
17	<p>P.11「仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的に FIT 証書を市場から購入し販売することで、証書取引を促進する役割が期待されることから、仲介事業者の行う取引の範囲については、需要家のニーズを基本に判断することが妥当と考えられる。」について、小売電気事業者が調達したFIT電源からの(所謂)抜け般電気が需要家に供給されている前提で、仲介事業者が左記需要家にFIT証書を供給した場合、(実質再エネではなく)再エネ扱いとなる認識でよいが確認したい。 もし可能でない場合は、小売電気事業者と仲介事業者間で、需要家に向けた訴求価値の公平性を確保する観点で、左記のような取扱いを実現できるようにしてほしい。</p>	<p>仲介事業者が需要家へFIT証書を提供する際には、証書そのものを渡すものであり、FITの再エネ価値の提供であると理解しております。</p>
18	<p>仲介事業者は、(需要家や、現に特定の需要家等に対して電力契約に裏付けのある形で証書調達を行う小売電気事業者と比べ、)調達したFIT証書の売れ残り等のリスクが大きなものとなることから、有効期限を延長していただきたい。具体的には、少なくとも取りまとめ案に明記されたように取得後1年間、あるいは今後、実際に証書を調達する仲介事業者のニーズを汲み取りながら、必要とする声が大きければ1年以上とすることも検討いただきたい。</p>	<p>第57回電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP18に記載の通り、有効期限の変更を検討するにあたっては、変更することにより温対法上の事業者における報告方法や、証書の取扱いなども含めて検討する必要があります。また、期限の変更により、証書の取得するタイミングによって温対法上の報告で活用可能となる対象年度が分かれる可能性があるため、証書の口座管理の観点でも、例えば償却口座を新たに設けるなども合わせて検討していく必要がございます。さらに、期限の変更が、これまでの証書における税務上の取り扱いに影響を及ぼさないかなどの検討も必要であり、非FIT証書との期限との関係にも留意する必要があります。こうした観点を踏まえながら、慎重に検討をしていく予定です。</p>
19	<p>需要家負担を一律に求める方策を検討いただきたい。 再エネ価値取引市場で取引された証書の価値は原則、需要家負担となる認識だが、再エネ価値取引市場の設立により、高度化法義務達成市場の証書価値は需要家に全額を負担することが実質的に困難となることと予想される。高度化法義務達成市場で取引されるのは、ほとんどが自由化前に総括原価方式で建設された電源の価値であり、小売事業者がそのような既存の電源保有者に費用を拠出するという構造は著しく公平性に欠けるのではないか。そのため、既存電源の価値に対する費用については一律に需要家負担となる方策を導入すべきである。</p>	<p>関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。</p>
20	<p>トラッキング証書は、事業者が保有している価値を市場取引後も付与できるような仕組みを構築していただきたい。 トラッキング証書は市場での取引を介して取得する仕組みであるが、需要家が必要な量を確保するためには、最終回である第4回取引で確実に取得する必要がある(第3回までに一定量の取得をしていた場合であっても、年度の必要量が確定するのは第4回オークション時点のみ)。そのため、第4回のみ証書の価格が上がる可能性が高い。本来各回で価値は同様であるにも関わらず、取引回によって差が出てしまう場合には、例えば、第4回終了後でも、保有している再エネ証書にトラッキングを付与できるような仕組み等を構築することで、トラッキング価値を確実に取得できるようにすることを検討頂きたい。</p>	<p>トラッキングの更なる利便性向上にむけ、関係者とのヒアリングなどを通じて改善を行う際の参考にさせていただきたくします。</p>
21	<p>需要家が直接購入したFIT非化石証書について、温対法報告への具体的な記載がありません。「スコープ1での利用は不可」とありますが、具体的な対応方法等はいつ頃公表予定でしょうか。</p>	<p>第57回 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の資料3-1のP36で記載の通り、需要家が直接FIT証書を購入した場合の温対法上での具体的な取扱い方法については、別途の検討会において議論される予定です。</p>
22	<p>RE100を目指す需要家にとって購入した証書のトラッキングは必須となると思いますが、現状ではFIT非化石証書のトラッキングは実証実験中でシステム化されていない状況。「証書購入後に電源情報等を付与(現行スキームを維持)」という記載となっているが、需要家も含めた具体的な対応方法について示してほしい。</p>	<p>トラッキングの更なる利便性向上にむけ、関係者とのヒアリングなどを通じて改善を行う際の参考にさせていただきたくします。</p>
23	<p>非化石価値取引市場の最低価格0.3円/kWhと高度化法義務達成市場の最低価格0.6円/kWhと定められており、2つの市場の価格差が高度化法義務達成のコストと考えられる。このコストを小売電気事業者のみが負担する事にならないよう、負担を需要家に求める方策について早急に検討を行って頂くとともに、様々な環境価値が乱立する中でコスト負担への理解やその価格差の納得感を成域するためにも、制度説明等の解りやすい発信についても合わせて検討頂きたい。</p>	<p>関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。</p>
24	<p>・①P9で、高度化法義務達成のコストの需要家の負担を求める方策の検討を「早期に」行うこと、及び②最後のP17で、今回の最低価格の水準等の一定の整理に対して、委員等から出された価格差等の懸念事項を踏まえた上でチェック&amp;レビューを行うことを明確にしたことは、作業部会の議論を適切に反映したものであり、賛同する。 ・①の需要家の負担を求める方策の検討の必要性については、10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画にも記載がされているところ、今後、早期に、かつスケジュールを切った上で、具体的な検討が加速化することを要する。 ・また、②の最低価格等の水準(0.3円/kWh)等のチェック&amp;レビューについては、P8に0.3円/kWhが、「取引開始当初の暫定措置」と記載されているところ、高度化法義務達成市場との価格差に起因する問題が生じていないか等の検証をタイムリーに行うことが必要であり、問題があれば、早期に見直すことを要する。</p>	<p>関係者との意見などを踏まえつつ、今後検討を深めていく予定です。</p>

<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ P9の一番下に記載されている「需要家に対して調達した証書の追加性に応じて適切な環境表示を促すことの必要性」に関する指摘は、相対的に価格が高くなることが想定される高度化法義務達成市場で扱う追加性のある非FIT再エネ証書のコストを適切に需要家にご負担頂く観点からも非常に重要であり、賛同する。</li><li>・ 小売事業者が提供する電気の再エネ価値表示については、小売ガイドラインで事細かくルールが規定されているが、需要家がESGやSDGs等の文脈で、再エネ電気の使用等の環境訴求を発信する場合には、決まったルールは存在せず、実質的に需要家のフリーハンドの状態と認識している。</li><li>・ 一般需要家に対して小売事業者同様のガイドラインを作成するのは法制度的にハードルが高い可能性はあるが、今回の需要家の証書の直接購入を契機に、関係する審議会で「追加性を踏まえた需要家の適切な環境表示の在り方」等について議論を深めていただくことは有意義であり、検討を要望する。</li><li>・ こうした議論がされることが需要家に広く周知されることによって、追加性に乏しいFIT証書よりも、追加性のある非FIT再エネ証書を購入するインセンティブを高めることができれば、新規再エネ投資への阻害や高度化法義務達成市場で扱う非FIT再エネ証書の需要家への転嫁の困難性といった課題が緩和する可能性があると考える。</li></ul>	<p>取引動向や制度の普及状況を注視しつつ、必要に応じて検討を進めていく予定です。</p>
--	---